

(財)女性のためのアジア平和国民基金

第73回理事会

平成16年3月

第 7 3 回 理事会次第

平成16年 3月31日 (水)

ｽｸｰﾙ 麹町 (四谷)

1. 定 足 数 報 告

2. 議事録署名人選出

3. 議 題

基金の諸課題の確認について

4. その他

資 料

アジア女性基金事業の今後

(案)

アジア女性基金事業の今後(案)

第 73 回理事会 2004.3.31

3月31日の第73回理事会では、以下の件についての確認が必要とされる。

I. 第71回理事会に提出された「アジア女性基金の今後の在り方・方針」に関する事項

1. 基本的な考え方

ア. インドネシア事業の最終年度となる平成 19 (2007) 年 3 月を基金設立の使命を一応果たした一つの区切りとして、(財) アジア女性基金の組織は解散することとする。

イ. 女性尊厳事業については、現在のアジア女性基金の組織とは別に、そのノウハウを生かせる方々を中心となって NGO、NPO などの団体、またはグループ等の組織化を考えて取り組んでいくことは望ましいことと考える。

以上、基本的考え方の理事会決定をふまえ、以下の事項について確認することとする。

2. 確認事項

- ① 平成 16 年度は、債い事業のこれまでの理念と成果を内外に明らかにするとともに、この事業の理念のさらなる深化を目的にした活動を行う。
- ② 平成 16 年度をもって(狭義の)女性尊厳事業は終了とする。
- ③ 平成 16 年度中に、事務局員以下事務局職員の辞表を取りまとめる。
- ④ 平成 16 年度の事業については、補助金予算の範囲で、基金の残存期間内におこなうべき事業等を重点とした実施計画を作成して行う。
- ⑤ 平成 17 年度と 18 年度については、インドネシア事業と債い事業の記録の整備などの事業を行うと同時に、基金の整理・清算等に関する事務を行う。
- ⑥ これに関する予算要求に当たっては、新しい枠組等を考慮し、所要額を算出する。
- ⑦ 組織・要員(職員)及び事務の見直しを行い、必要職員は理事長が委嘱する。

II. 「基金の今後の課題」に関する各理事の意見と提案等を反映した項目

1. 被害者の方々への対応

- ① 平成 18 年度以降の元「慰安婦」の方々への対応を考えるべきであり、基金以外に、窓口の開設、相談機関、又は、NPO に委ねるなどの可能性を探る。

2. 基金事業総括と発表

- ② 内外に向けた政府からの談話・理事長談話を含めた基金事業の総括と広報を平成 16 年度中に行う。尚、基金解散時には別途セレモニーを行う。

3. 平成 16 年度、及び、平成 17 年度以降の事業企画

- ③ これまでの基金の事業の精神、及び、基金を通じて発信してきたメッセージは、基金終了後も次世代に引き継がれるべきであり、より広い見地から 21 世紀のアジアとの関係をより前向きに発展させていくために役立つような事業・活動を行う。そういう観点から、「発展的終了」と「次世代に引き繋ぐこと」を考えるような企画を実施する。
- ④ 女性尊厳事業の将来を具体的に検討する。
- ⑤ 歴史的意義、広報と記録作成に重点を置く。
- ⑥ 基金の主要事業の企画にあたっては、理事、運審等との相談体制を作り、今後の事業計画を進める。
- ⑦ 「インドネシアについて、フィリピンからも人を招いて、インドネシアの政府の人と NGO の人を招いて、AWF が仲介者となって、施設の建築以外に何らかのことができないかを検討するワークショップを行う。」という提案を採択するかどうかを含めて、今後 3 年間で何をやるべきかを検討するプロジェクトチームを作るべきである。
- ⑧ (理事・運審等との相談体制は)、事業の企画・実施のあまり細かいことにタッチしない。

関係資料

AWF関連

1

新聞切り抜き 「慰安婦」・戦後問題関連

2-14

新聞切り抜き 女性・人権問題関連

15-21